

社会保障・税一体改革分科会における議論経過の概要について

平成 23 年 12 月 15 日

内閣府提出資料

社会保障・税一体改革分科会については、平成 23 年 6 月 13 日に開催された国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）第 1 回会合において、「社会保障・税一体改革について、分科会を活用し、話し合いを継続していくこと。」で協議が調ったことを受けて、同年 8 月 12 日に開催された協議の場第 1 回臨時会合において開催を決定し、運営規則を定めたところである。

その後、同年 11 月 17 日に第 1 回会合、同年 12 月 8 日に第 2 回会合、同月 12 日に第 3 回会合を開催したところ、その議論経過の概要については、下記のとおりである。

記

1. 第 1 回会合においては、総務省から社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果について報告を受け、それを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。
2. 第 2 回会合においては、厚生労働省から上記総務省調査による社会保障関係の地方単独事業の分析等について説明を受け、続いて地方側から厚生労働省による当該分析の課題について説明を受け、それらを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。
3. 第 3 回会合においては、内閣官房、総務省、財務省及び厚生労働省の関係 4 府省で取りまとめられた地方単独事業の総合的な整理についての論点（資料 2 - 2）について説明を受け、続いて地方側から社会保障・税一体改革の方向性（資料 2 - 3）について説明を受け、それらを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。